

(案)

薬食審第 号  
平成16年 月 日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

薬事・食品衛生審議会  
会長 井村 伸正

答 申 書

平成16年5月21日厚生労働省発食安第0521001号をもって厚生労働大臣から諮問されたピリダリルに係る食品規格（農産物に係る農薬の残留基準）の設定については、下記のとおり答申する。

記

ピリダリルについては、別紙のとおり食品規格（農産物に係る農薬の残留基準）を設定することが適当である。

(別紙)

ピリダリル

| 農産物名               | 基準値 |
|--------------------|-----|
|                    | ppm |
| だいこん類(ラディッシュを含む)の根 | 0.1 |
| だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 | 5   |
| はくさい               | 1   |
| キャベツ               | 0.2 |
| レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)  | 5   |
| ねぎ(リーキを含む)         | 5   |
| トマト                | 1   |
| ピーマン               | 2   |
| なす                 | 1   |
| いちご                | 5   |